

【 鹿 嶋 市 】

平成29年5月1日現在

鹿嶋市地域交通利用料金助成事業

事業開始：平成25年6月～

事 業 内 容

70歳以上で市内移動手段の確保が困難な高齢者に対し、健康的で活力ある生活を促し、地域福祉の向上に資することを目的に、タクシー初乗り料金相当額を助成する「地域交通利用料金助成事業利用券」を交付する。

※交付枚数

- ・月×2枚（年間24枚まで）

支援の条件、対象者等

- 対 象 者
- ・市に住民登録をしている方
 - ・満70歳以上の方
 - ・自動車やバイクなど運転免許証の交付を受けていない方
 - ・市の福祉タクシーや外出支援サービスなどを受けていない方
- 利用方法
- ・1乗車につき一人1枚利用可能。
- 利用できる範囲
- ・乗降場所のいずれかが鹿嶋市内である場合のみ利用可能。

問い合わせ先・ホームページURL

鹿嶋市役所健康福祉部福祉事務所介護長寿課
☎0299-82-2911（代）

<http://city.kashima.ibaraki.jp/info/detail.php?no=7693>